(1)令和6年度ごみ･資源物排出量実績

ごみ総排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度以降、減少傾向にありましたが、令和6年度のごみ総排出量では増加に転じました。人口減少が進行していることなどから、家庭系ごみや資源物は引き続き減少傾向にありますが、事業系ごみについては、令和2年度以降増加傾向にあり、家庭系ごみや資源物排出量と合わせたごみ総排出量を引き上げることとなりました。

（単位 ： t）

区分			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口(人)			77,366	76,988	76,505	76,009	75,690	75,453	74,441
一般ごみ	家庭系	燃やすごみ	17,696	17,989	18,165	17,606	17,316	16,483	16,315
		燃やさないごみ	944	941	1,044	884	783	679	678
		粗大ごみ	236	295	66	51	48	45	42
		合　計	18,877	19,225	19,276	18,541	18,147	17,207	17,035
		1人1日当たり排出量(g)	668	682	690	668	657	623	627
	事業系	燃やすごみ	5,402	5,386	4,812	4,916	4,882	4,897	4,946
		燃やさないごみ	50	61	37	31	26	54	53
		粗大ごみ	17	21	3	4	4	25	13
		合　計	5,469	5,468	4,852	4,951	4,912	4,976	5,012
		1人1日当たり排出量(g)	194	194	174	178	178	180	184
資源物	ビン		431	416	430	416	415	393	371
	カン		186	187	200	191	189	173	167
	紙類		1,760	1,615	1,556	1,464	1,481	1,321	1,244
	布類		106	107	125	115	112	98	96
	ペットボトル		143	141	144	153	156	159	159
	白トレー		3	3	3	4	3	4	3
	木くず類		943	862	1,037	903	1,031	1,045	1,112
	(個人･事業者搬入分を含まず)		(351)	(290)	(301)	(305)	(322)	(317)	(356)
	廃食用油		3	5	6	6	4	4	8
	ペットボトルキャップ		2	3	3	3	4	3	3
	小型家電(パソコン含む)		6	6	6	6	6	5	4
	合　計		3,584	3,344	3,511	3,261	3,401	3,205	3,169
	1人1日当たり排出量(g)		127	119	126	118	123	116	117
ごみ総排出量合計			27,929	28,037	27,639	26,753	26,460	25,388	25,216
1人1日当たり排出量(g)			989	998	990	964	958	919	928

※端数処理の関係で、数値の和が合計欄と一致しない場合があります。
※資源物は、民間事業所による回収分を含んでいません。

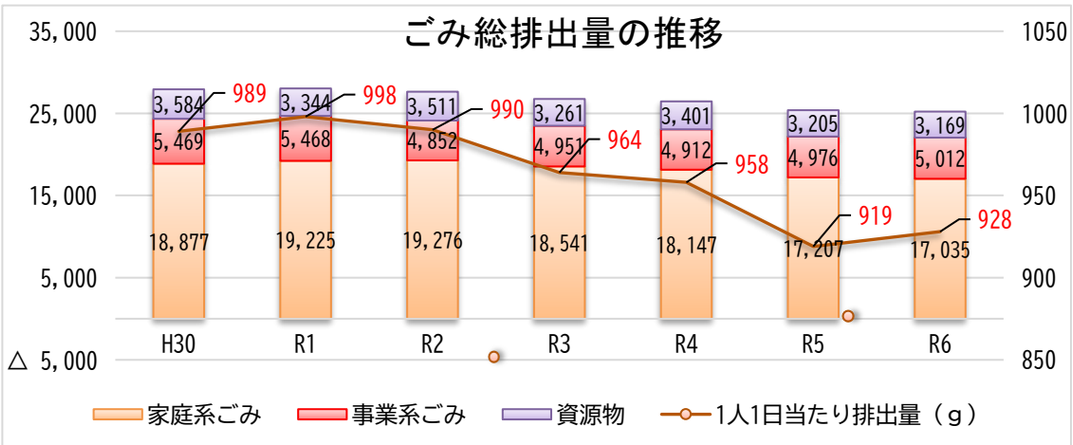

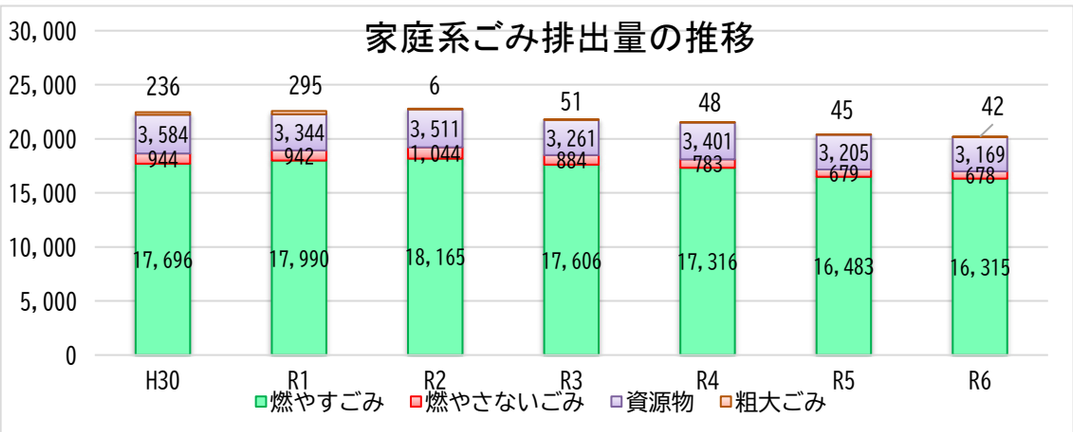

(2)総資源化率

（ 単位 ： t ）

区　　分		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量		27,929	28,037	27,639	26,753	26,460	25,388	25,216
総資源化量	中間処理後資源化量	2,539	2,377	2,366	2,292	2,156	1,778	2,071
	直接資源化量	1,550	1,219	1,475	1,272	1,511	1,523	1,520
	溶融スラグ	1,930	2,032	1,971	2,011	1,870	1,841	1,820
総資源化率（溶融スラグを除く）		14.6%	12.8%	13.9%	13.3%	13.9%	13.0%	14.2%
総資源化率（溶融スラグを含む）		21.6%	20.1%	21.0%	20.8%	20.9%	20.3%	21.5%

※総資源化率＝（中間処理後資源化量＋直接資源化量）／ごみ総排出量
　中間処理後資源化量　：組合施設（くりーんプラザ・龍）から資源物として搬出した量
　直接資源化量：組合施設には搬入せず、直接資源化業者に引き渡す資源物量
　　（サンデーリサイクルの紙類・布類、木くず類、廃食用油、ペットボトルキャップ、集団回収）

(3)最終処分量

（ 単位 ： t ）

区　　分		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量		3,151	3,326	3,320	3,252	3,057	3,034	2,984
	溶融スラグ	1,930	2,032	1,971	2,011	1,870	1,841	1,820
	ダスト固化物	750	806	822	834	774	805	753
	不燃物残渣	471	488	527	407	413	388	412

※最終処分量は、龍ケ崎地方塵芥処理組合全体の最終処分量を龍ケ崎市のごみ搬入量の割合で按分した量です。

(4)民間事業者による資源物回収量

（ 単位 ： t ）

区　　分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類、カン、ビンなど	3,501	1,357	1,310	1,334	1,341	1,169	1,066

※民間事業所による資源物回収量は、一般廃棄物処理事業実態調査時に行う任意調査の数値
※約8割が紙類

(5)家庭系ごみの組成（燃やすごみ・重量比）

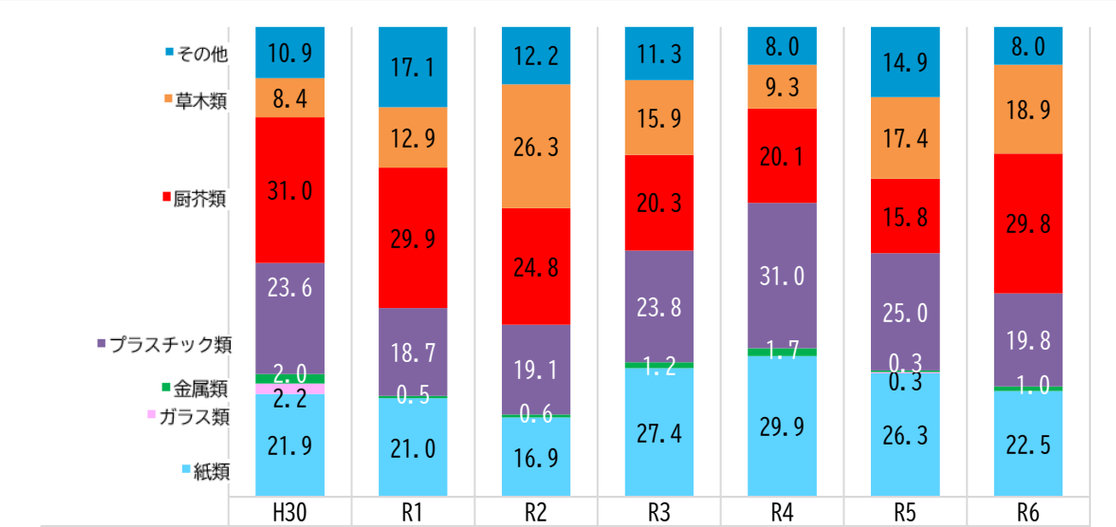

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
その他	10.9	17.1	12.2	11.3	8.0	14.9	8.0
草木類	8.4	12.9	26.3	15.9	9.3	17.4	18.9
厨芥類	31.0	29.9	24.8	20.3	20.1	15.8	29.8
プラスチック類	23.6	18.7	19.1	23.8	31.0	25.0	19.8
金属類	2.0	0.5	0.6	1.2	1.7	0.3	1.0
ガラス類	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
紙類	21.9	21.0	16.9	27.4	29.9	26.3	22.5

※その他には、繊維（布類）、ゴム・皮（ゴム類・皮革類）、その他の可燃物、石・瀬戸物（陶器・土砂・石）、危険物、分類不能物を含んでいます。

食品ロス削減推進モニター調査の実施

食品ロス削減推進モニター調査の実施

調査の目的

家庭で発生する食品ロスの排出実態や発生原因などを把握し、今後の削減対策などに活用するため、食品ロス削減のためのモニター調査を実施する。
調査前後のアンケートにより意識改革の効果測定もあわせて実施。

家庭からの食品ロスの実態（量や原因傾向等）を明確にすることで、実データをもとにした具体的な啓発活動が可能に。

調査対象者・募集概要

- 龍ケ崎市内在住者（在住家庭）
- 年代・世帯構成・地域等は問わず
- 募集人数：100名程度（応募は１世帯１名まで）

周知方法

市公式ホームページ及び広報紙りゅうほー（７月号）への掲載、市公式ＬＩＮＥでの配信、ごみ減らし隊への通知

食品ロス削減推進モニター調査の実施

調査スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
モニター募集	事前アンケート・記録用紙送付	事前アンケート	本調査（モニターによる記録用紙記入）	記録用紙回収	終了後アンケート	データ収集・分析	分析データの公表・市民への啓発

記録内容

1. 日付
2. 食品名またはメニュー名
3. 捨てた量
4. 捨てた理由（食べ残し・腐敗や傷み・賞味（消費）期限切れ・作りすぎなど）
5. 状態（未開封・開封済み・調理済み・食べ残しなど）
6. 写真（任意）
7. 備考（家族の反応や自分の気づきなど）

データの活用

広報紙・ホームページ・ＳＮＳ・ごみ減らし隊通信等で紹介し、市民全体への啓発につなげる
☆「食品ロス削減家庭モデル」として各家庭の工夫事例もあわせて紹介

食品ロス削減推進モニター調査の実施

今後の事業計画（予定）

令和７年度

・モニター調査実施
・調査結果の分析・公表

令和８年度

・モニター調査実施
・調査結果の分析・公表
・食品ロス削減に向けたイベントの開催
（講演会等）

そのほかにも…

・食品ロス削減を普及させる推進員制度の制定
・市内飲食店への食べ残し「持ち帰り」推進・啓発

等を検討中

リチウムイオン蓄電池等の適正処理

【背景と課題】

- 令和７年４月：環境省より「市町村におけるリチウムイオン蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」通知

- 令和５年度　　全国市町村でのリチウムイオン蓄電池関連の

火災事故　8,543件

昨年12月の常総環境センターでの火災は保険費用を差し引いた実質負担額25億円　復旧まで約2年

- 廃棄物処理法では、市町村が区域内のすべての一般廃棄物の適正処理を確保する必要がある
- 家庭から排出されるすべてのリチウムイオン蓄電池等の**安全な処理体制の構築**が求められている

- リチウムイオン蓄電池等は衝撃や外的圧力で発火する危険性があり、普及拡大に伴い廃棄量も増加傾向である。

当市の現状と課題

【現在の回収体制】

- 拠点回収：本庁生活環境課窓口、東部出張所、西部出張所　　3カ所

  開庁時間での対応となる（9:00～17:00）

- JBRCによる引き取り：JBRCの会員企業製品のみ、膨張・破損品については回収不可

- 回収不能なものについては引き取りをせず、個人でメーカーに問い合わせをしてもらう
  回収ボックス内に入れられてしまった物については　市役所で保管、溜まる一方だった。

【新たな動き】

- 令和7年4月から塵芥処理組合で幅広い製品の引き取りが整備された

- 問い合わせ、持ち込み品の件数が急増

- 塵芥処理組合での新たな回収物の詳細の提示
  （電池部分の取り外しができない小型製品、大きさ等）

リチウムイオン蓄電池等の分別・回収の問題点

【排出環境の課題】

- 拠点数が少なく利便性が低い
- 排出環境が不明な場合、可燃・不燃ごみへ混入リスク
- 収集車両や処理施設での火災事故の危険
- 電話での問い合わせ・窓口への持ち込み急増

【分別収集の課題】

- 集積所に出されてから回収までの時間の問題
- 違反ゴミとして出された時の対応（数日間放置）
- 膨張・変形した電池の取り扱い
- 雨天時の保管（排出）方法
- 電極部の絶縁確認

回収対象品目

【回収対象電池】

- リチウムイオン電池（Li-ion）
- ニカド電池（Ni-Cd）
- ニッケル水素電池（Ni-MH）

※鉛蓄電池は不可

【回収対象製品類】

- **バッテリー（充電池）類**　（※絶縁処理が必要）

  ハンディ―掃除機のバッテリー、標識灯・保安等、ラジコン用バッテリー、
  電動自転車のバッテリー、パソコンのバッテリー、電動工具等のバッテリー　等

- **現状排出できる小型製品**

  モバイルバッテリー、加熱式たばこ等、電池部を簡単に取り外せない物
  （電気シェバー、電動歯ブラシなどは、刃・ブラシ部分を取り外す）

- 1辺あたり２０ｃｍ以下の製品

（ロボット掃除機やハンディ掃除機（充電委の取り外しが困難なもの）などは不燃ごみとして排出）

今後の取り組みと検討課題

排出環境の充実と利便性の向上により　一般廃棄物への混入防止と火災事故の未然防止を目標

【拠点回収場所の増設に向けた主な検討課題】 分別回収が良いと思われるが

- 拠点回収場所の増設・選定
- 回収後の保管期間と容器（ペール缶）について
- 回収場所での受付可能品・不可能品の判断
- 膨張・破損したリチウム蓄電池等の対応方法

【市民への周知】

- 市の広報紙「りゅうほー」による掲載
- 市の公式SNSによる周知（LINE、X、フェイスブック等）

ごみ処理広域化に向けた取り組みについて

令和７年７月２４日（木）

龍ケ崎市廃棄物減量等推進審議会

1　ごみ処理広域化

■ ごみ処理広域化とは

　ごみ処理広域化とは、複数の市町村が協力して、ごみ処理施設（焼却施設や資源化処理施設など）を共同で整備・運営していく取り組みです。
　この取り組みにより、次のような効果が期待できます。

・経 済 面　：施設の集約化により、建設費や運営費を抑えられます。
・資源循環性：広域で効率的な資源回収・分別を進め、リサイクル率を高められます。
・環 境 面　：焼却効率が向上し、環境への負荷を低減できます。

龍ケ崎地方塵芥処理組合「くりーんプラザ・龍」

２ ごみ処理広域化の背景

■ 国の動向

国は、ごみ焼却施設からのダイオキシン類等の有害物質の排出抑制を目的として、平成９年（1997年）に市町村のごみ焼却施設の集約化を進めるよう、各都道府県に通知しました。

この通知から20年以上が経過した平成31年（2019年）には、ごみ処理を取り巻く状況変化を踏まえ、環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」が改めて通知されました。これにより、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築が一層推進されています。

・平成９年：国から都道府県に対し、ダイオキシン類抑制を目的としたごみ焼却施設の集約化を通知

・平成31年：環境省より「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化・集約化」を再通知

２ ごみ処理広域化の背景

■ 茨城県の取組

茨城県では、平成10年（1998年）４月に「茨城県ごみ処理広域化計画」を策定し、その後、令和４年（2022年）３月には平成31年の環境省通知を踏まえて、ごみ処理広域化計画の見直しを行っています。

・平成10年４月：「茨城県ごみ処理広域化計画※」を策定
・令和４年３月：平成31年の環境省通知を踏まえ、本計画を改定

※茨城県ごみ処理広域化計画

本計画では、将来的に県内を10ブロックに分け、各ブロックで焼却施設を整備する方針が示されています。また、市町村が広域化を進める上で必要となる、各ブロックの整備計画や広域化に関する検討事項などが具体的に整理されています。

その中で、龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町の７市町村は「ブロック６」に指定されています。このブロックでは、現在４つあるごみ処理施設を１つに集約する案が具体的な例として示されています。

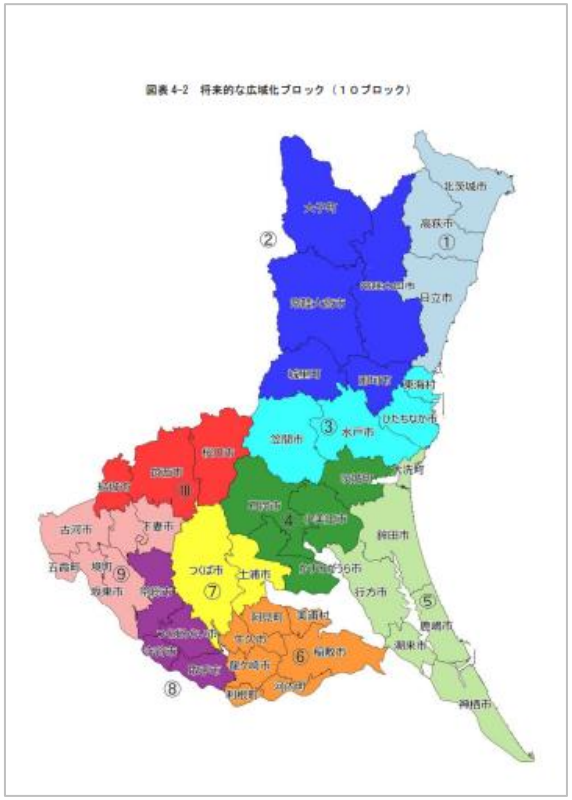

2 ごみ処理広域化の背景

■ 茨城県の方針

「茨城県ごみ処理広域化計画」では、ブロック６を構成する７市町村において、現在４つあるごみ処理施設を１つに集約化する案が具体的な例として示されています。

現在の状況
令和6(2024)年度時点

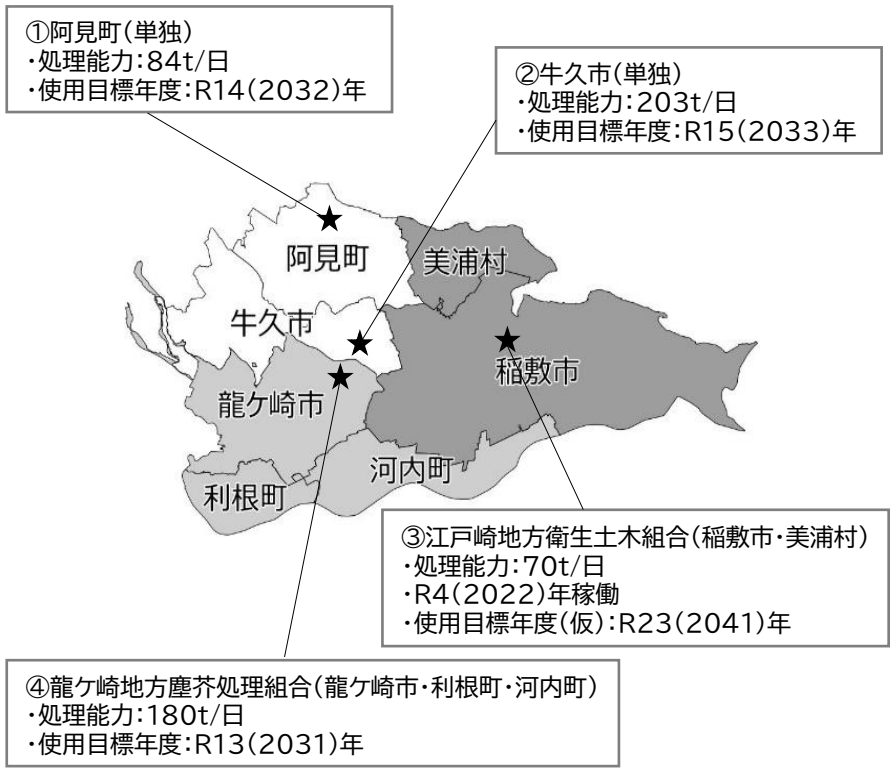

将来的な広域化ブロック

【R16（2034）年頃稼働】
・処理能力：約280ｔ/日
・新施設で広域処理開始

2 ごみ処理広域化の背景

■ ごみ処理の現状課題

＜ごみ焼却施設の現状＞

現在、本ブロックには４つの焼却施設があります。このうち江戸崎地方衛生土木組合の施設を除く３つの施設は、稼働開始から25年以上が経過しています。

	龍ケ崎地方塵芥処理組合	牛久市	阿見町	江戸崎地方衛生土木組合
稼働開始年度	平成11(1999)年度 【稼働25年経過】	平成11(1999)年度 【稼働25年経過】	平成９(1997)年度 【稼働27年経過】	令和４(2022)年度 【稼働3年目】
処 理 能 力	180t/日 (90t/日×2炉)	202.5t/日 (67.5t/日×3炉)	84t/日 (42t/日×2炉)	70t/日 (35t/日×2炉)
処 理 方 式	ストーカ式 ＋灰溶融	流動床式	ストーカ式	ストーカ式
運 転 方 式	24時間稼働	24時間稼働	16時間稼働	24時間稼働

※ストーカ式：火格子上でごみを移動・攪拌しながら効率的に燃焼させる方式
※流動床式：砂などの媒体を流動させ、その中で廃棄物を効率よく燃焼させる方式
※灰溶融：焼却灰を高温で溶かし、安定したガラス状のスラグにする処理

2 ごみ処理広域化の背景

■ ごみ処理の将来予測

＜人口の将来予測＞

本ブロック全体の将来人口は、令和22年（2040年）までに15%減少し、令和42年（2060年）までに31%減少する見込みです。

※国立社会保障・人口問題研究所が公表している市町村別の将来人口（出生中位・死亡中位仮定）をもとに推計

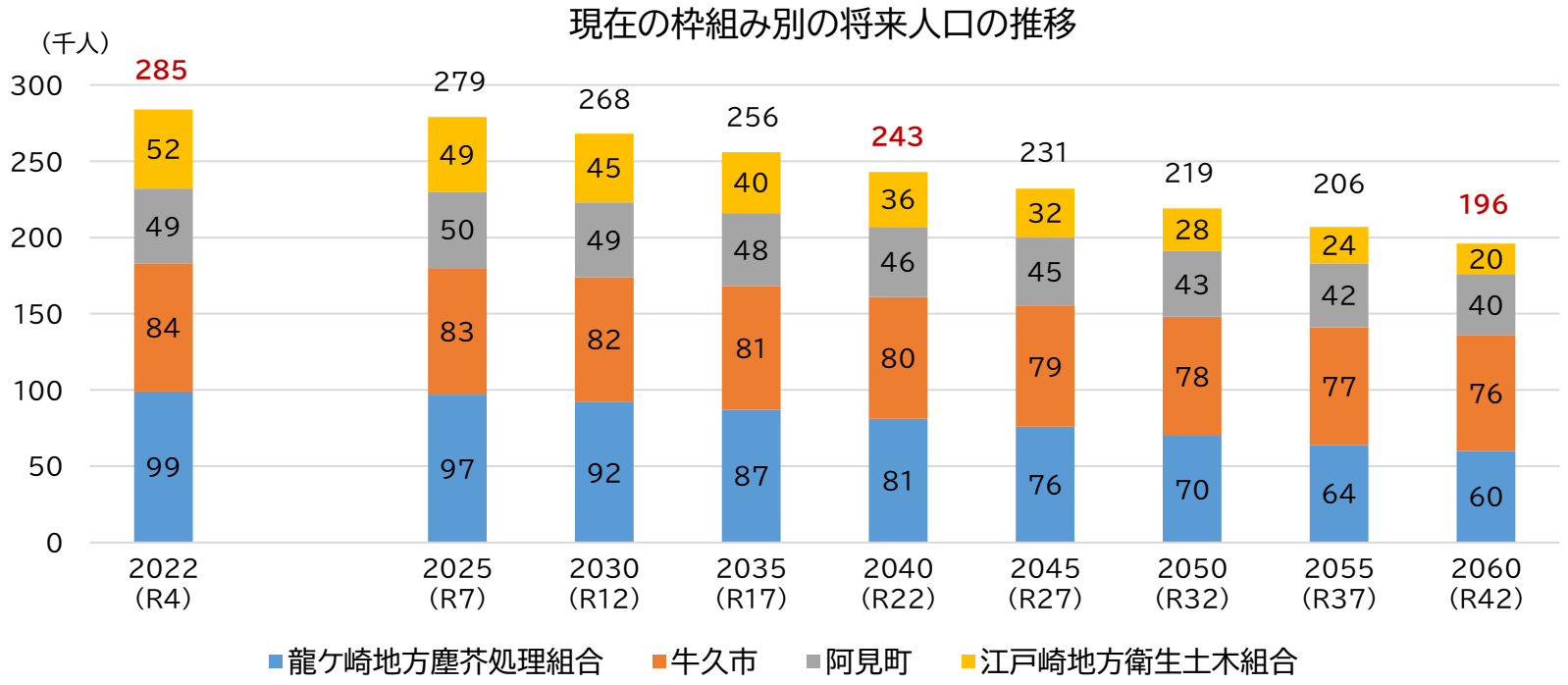

※端数処理の関係で、総数と内訳の計と一致しない場合があります

■ ごみ処理の将来予測

＜ごみ焼却量の将来予測＞

本ブロック全体の焼却量は、令和22年（2040年）までに14%減少し、令和42年（2060年）までに28%減少する見込みです。

※国立社会保障・人口問題研究所が公表している市町村別の将来人口（出生中位・死亡中位仮定）をもとに推計

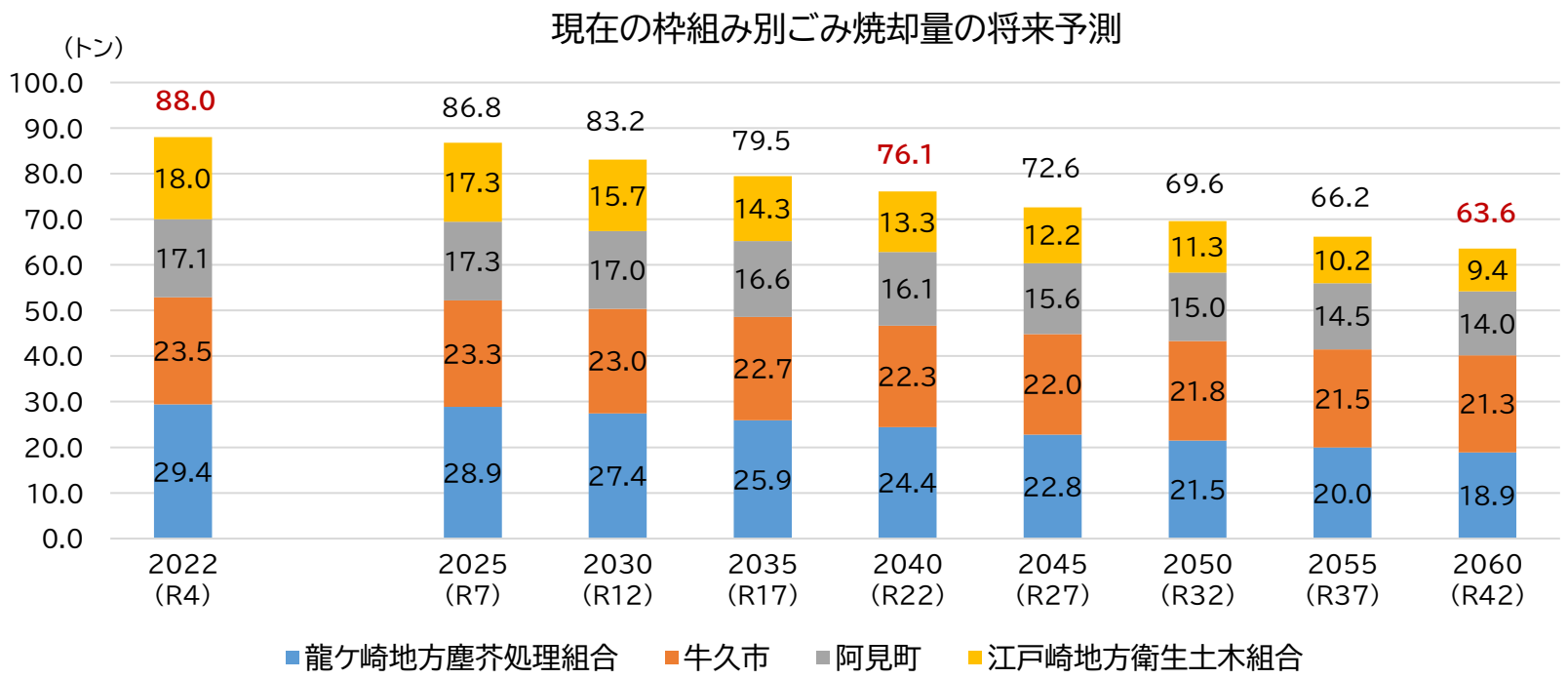

※端数処理の関係で、総数と内訳の計と一致しない場合があります

２ ごみ処理広域化の背景

■ ブロック6の課題

●施設の老朽化

本ブロックにある４つのごみ焼却施設のうち、以下の３つの既存施設が稼働開始から長い年月が経過し、老朽化しています。

・龍ケ崎地方塵芥処理組合「くりーんプラザ・龍」
・牛久市「牛久クリーンセンター」
・阿見町「阿見町霞クリーンセンター」

●ごみ量の減少と効率化の必要性

人口減少に伴い、将来的にごみ量の減少が見込まれることから、より効率的なごみ処理体制の構築が求められています。

3　検討会議

■ ブロック6における会議

令和５年（2023年）11月、広域行政に係る課題の検討を行う「広域行政検討協議会」が設置されました。この協議会の専門部会として、ごみ処理の広域化とごみ処理施設の集約化について検討するための「茨城県ごみ処理広域化ブロック６会議」が設置されています。

＜会議の位置付け＞

広域行政検討協議会
（広域行政に係る課題の検討）

●事務局：龍ケ崎地方衛生組合
●対　象：８市町村＋４組合

龍ケ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、
稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ケ崎地方塵芥処理組合、
江戸崎地方衛生土木組合、龍ケ崎地方衛生組合

茨城県ごみ処理広域化ブロック６会議
（ごみ処理広域化の検討）

●事務局：龍ケ崎地方塵芥処理組合
●対　象：７市町村＋２組合（協議会の朱書きの自治体）

4　基礎調査

■ 調査の目的

　本調査は「茨城県ごみ処理広域化計画」においてブロック６に位置付けられている龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村の施設整備体制を踏まえ、現状を整理した上で、最適な広域化の組合せ及びその手法について検討することを目的としています。

■ 調査の概要（主な事項を抜粋）

●広域化に向けた組合せの検討

・広域化が可能な組合せ（新たな枠組み及び現在の枠組みのままごみ処理を継続する場合）

●ごみ処理の集約時期の検討

・新広域処理施設の整備までの検討・調査期間の検討

・経済性の比較

・メリット・デメリットの比較

●実質負担額の検討

・市町村の実質負担額の推計（参考試算）

●今後検討すべき課題

■ 広域化に向けた組合せの検討

本調査においては、広域化が可能な組合せとして、以下の14パターンについて検討しています。

	広域化対象自治体
パターン1	龍ケ崎地方塵芥処理組合・牛久市・阿見町・江戸崎地方衛生土木組合
パターン2	龍ケ崎地方塵芥処理組合・牛久市・阿見町
パターン3	牛久市・阿見町・江戸崎地方衛生土木組合
パターン4	龍ケ崎地方塵芥処理組合・阿見町・江戸崎地方衛生土木組合
パターン5	龍ケ崎地方塵芥処理組合・牛久市・江戸崎地方衛生土木組合
パターン6	龍ケ崎地方塵芥処理組合・牛久市
パターン7	牛久市・阿見町
パターン8	阿見町・江戸崎地方衛生土木組合
パターン9	龍ケ崎地方塵芥処理組合・江戸崎地方衛生土木組合
パターン10	牛久市・江戸崎地方衛生土木組合
パターン11	龍ケ崎地方塵芥処理組合
パターン12	牛久市
パターン13	阿見町
パターン14	江戸崎地方衛生土木組合

※パターン1～10は新たな枠組み、パターン11～14は現在の枠組みのままごみ処理を継続した場合

■ パターン1～14までの調査、検討結果

・３つの既存施設が老朽化しており、延命化する場合には莫大な費用を要する。

・新しい施設を早期に整備し、安定的なごみ処理体制を構築する必要がある。

・人口減少に伴うごみ量の減少から、効率的なごみ処理が求められている。

・４団体でごみ処理施設を集約化することで、スケールメリットにより建設・運営費が安くなる。

・国の循環型社会形成推進交付金をより有効に活用することにより、市町村の財政的負担を軽減できる。

■ 4団体で1施設を新設するための方向性の検討

４団体で１施設を新設するための方向性として、ごみ処理の効率化・安定性、国や県の方針、既存施設の使用目標年度や老朽化の状況、経済性など踏まえて、集約時期を検討しています。

	特徴・留意事項
既存施設を延命化せず、できる限り早期に広域化を実施する場合	・龍ケ崎地方塵芥処理組合、牛久市及び阿見町の既存施設は新広域処理施設の稼働まで、使用目標年度を超えてごみ処理を行う必要があり、その期間の維持補修費は高くなることが考えられる ・広域化に向けた検討・調整期間に余裕がないため、早急に新広域処理施設の整備に向けて検討を開始する必要がある ・新広域処理施設の建設費には交付金の交付率嵩上げが適用できるため、ブロック構成市町村の財政的負担が軽減する
既存施設を延命化した後に広域化を実施する場合	・龍ケ崎地方塵芥処理組合、牛久市及び阿見町の既存施設は老朽化しているため、延命化工事費が高くなる可能性がある ・阿見町の既存施設の延命化は難しい。場合によっては、外部委託によるごみ処理を行う必要がある ・新広域処理施設の候補地確保や自治体間の調整等、広域化に向けた検討期間を十分に確保できる ・新広域処理施設の建設費に係る交付金の交付率の嵩上げは適用できない可能性がある

➡ ごみ処理の効率性・安定性、国や県の方針、既存施設の使用目標年度や老朽化の状況、経済性などを踏まえると、以下の方向性が最適と考えられます。

～ 本ブロックに最適なごみ処理広域化の方向性 ～

既存施設はこれ以上延命化しない
できる限り早期にごみ処理施設を１施設に集約化する

■ 新広域処理施設の整備までの計画・調整期間の検討

一般的に、新たにごみ処理施設を整備するには施設整備基本構想策定後から10年程度の準備期間が必要になります。

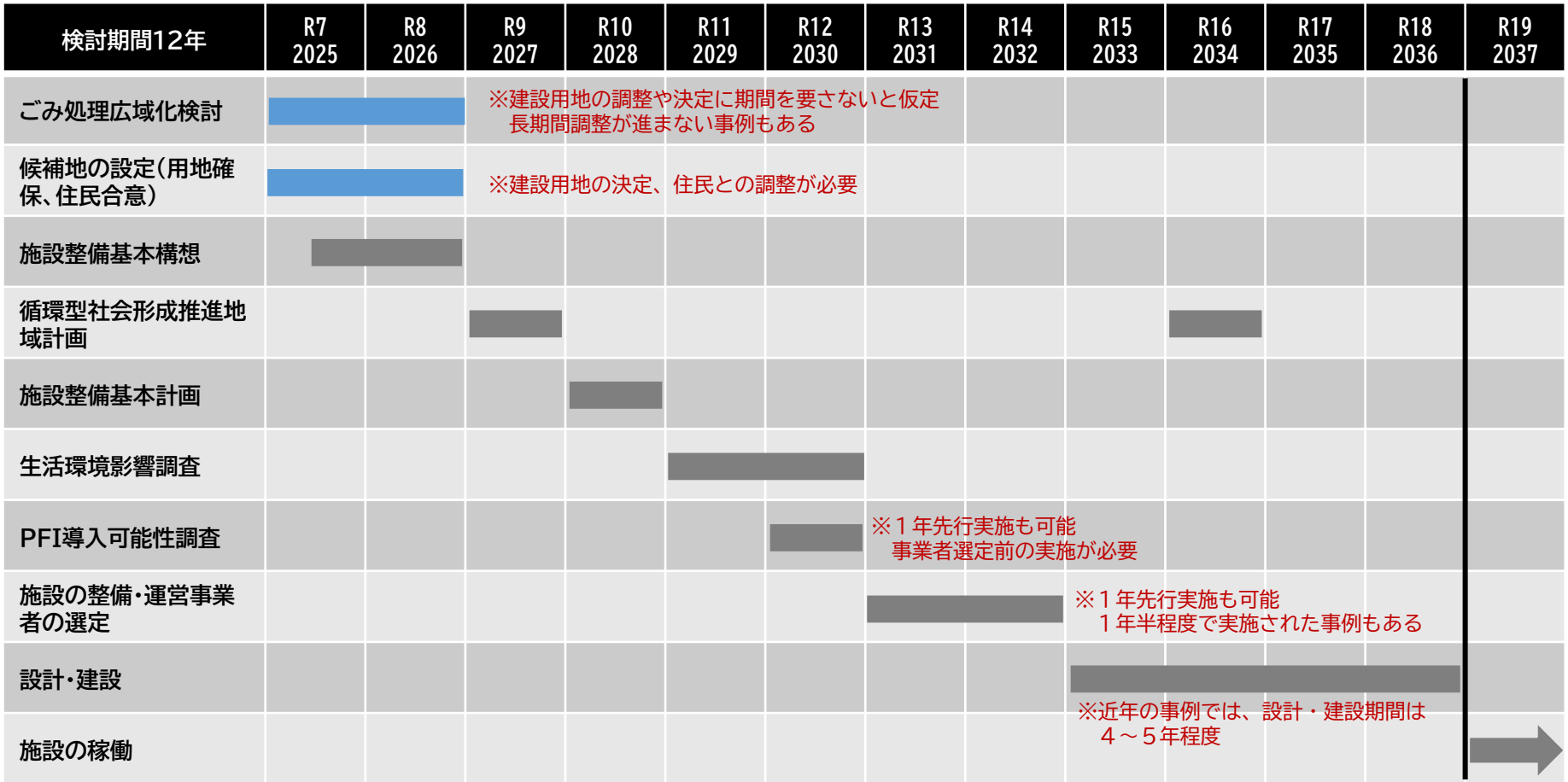

■ 早期のごみ処理施設の集約化に向けた工程

４つの団体の施設をできる限り早期に１施設に集約化する場合の工程として、１つの事例を示します。

ケース１	江戸崎地方衛生土木組合の既存施設の長期包括運営委託期間終了に合わせて、４団体で新広域処理施設を整備する

自治体名	施設名称	処理能力	使用開始年度	使用目標年度
龍ケ崎地方塵芥処理組合	くりーんプラザ・龍	180	H11（1999）	R13（2031）
牛久市	牛久クリーンセンター	203	H11（1999）	R15（2033）
阿見町	阿見町霞クリーンセンター	84	H9（1997）	R14（2032）
江戸崎地方衛生土木組合	江戸崎地方衛生土木組合環境センター	70	R4（2022）	R19（2037）
龍ケ崎組合、牛久市、阿見町、江戸崎組合	新広域処理施設	267程度	R20（2038）	

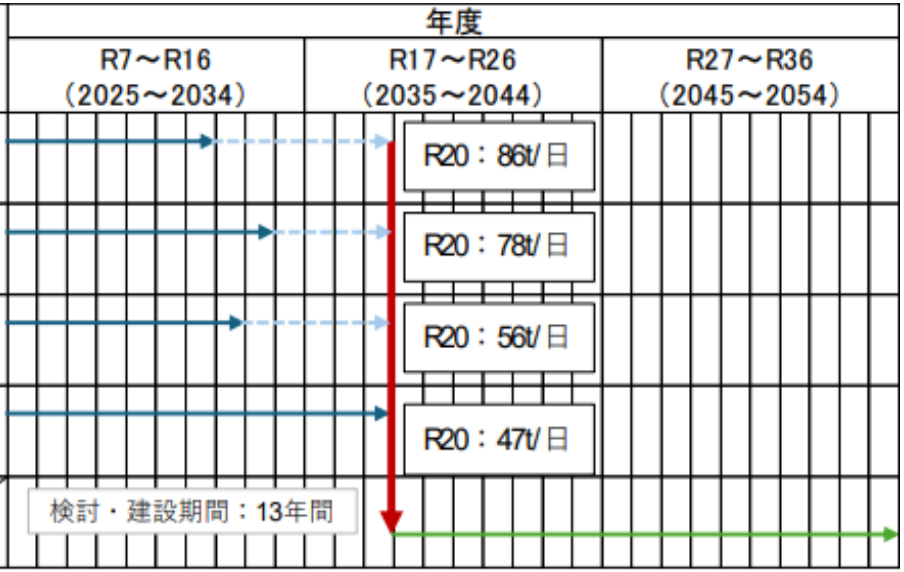

■ メリット・デメリットの比較

		ケース1
メリット	圏域	・施設規模が大きくなることにより、スケールメリットが生じ、圏域の施設の建設・運営単価が安くなる ・建設費に対し、嵩上げされた交付率の活用が見込めるため、建設費の市町村負担額が抑えられる
		・全ての団体で足並みをそろえて新広域処理施設を整備するため、構成市町村間の分担金等の調整がしやすい
	龍ケ崎地方塵芥処理組合	―――
	牛久市	
	阿見町	
	江戸崎地方衛生土木組合	
デメリット	圏域	・広域化に係る検討期間に余裕がないため、早急かつ迅速な意思決定、調整が必要となる ・建設候補地が数年以内に決まらないと新広域処理施設の稼働が遅くなる恐れがあり、既存施設の老朽化に伴うごみ処理継続のリスクが大きくなる ・収集運搬距離の増加に伴い、圏域のごみの運搬費用が増加する。 ・施設が遠い住民に対する配慮が必要となる
	龍ケ崎地方塵芥処理組合	・新広域処理施設が整備するまでは、既存施設の使用目標年度を超えて数年間維持する必要があり、老朽化に伴う維持管理費用が増大する
	牛久市	
	阿見町	
	江戸崎地方衛生土木組合	・既存施設を稼働15年間で廃止することになる

■【参考】ごみ処理に係る費用（30年間の総額）及び市町村負担額の推計

現在の枠組みを維持した場合 （億円）

		施設整備費		施設運営費				合計	
		調査費	建設費	維持補修費	用役費	人件費	売電収益	小計	
龍ケ崎組合	既存施設 （22年間）	0.2	41.7	116.3	6.7	50.7		215.6	331.4
	新施設（現在の枠組み） （8年間）	0.6	86.1	15.2	2.1	16.2	-4.4	115.8	
牛久市	既存施設 （24年間）	0.2	47.1	73.7	6.6	33.1		160.7	275.5
	新施設（単独） （6年間）	0.6	85.1	15.0	2.2	15.2	-3.3	114.8	
阿見町	既存施設 （11年間）			48.3	7.8	13.0		69.0	256.8
	新施設（単独） （19年間）	0.6	76.2	68.7	3.7	38.6		187.8	
江戸崎組合	既存施設 （30年間）	0.2	16.2	105.7	5.1	46.2		173.4	173.4
	新施設							0.0	
圏域全体		2.3	352.5	442.9	34.3	213.0	-7.7	1,037.1	

（億円）

	現在の枠組みを維持した場合				
	既存施設	新施設	ごみ処理経費	収集運搬費	合計
龍ケ崎市	155.6	83.6	239.1	56.0	295.1
利根町	36.9	19.8	56.7	14.2	71.0
河内町	23.2	12.4	35.6	4.6	40.2
牛久市	160.7	114.8	275.5	36.6	312.0
阿見町	69.0	187.8	256.8	21.8	278.6
稲敷市	123.1		123.1	30.9	154.0
美浦村	50.4		50.4	12.2	62.6
合計	618.7	418.4	1037.1	176.3	1213.4

ケース1:江戸崎組合の運営委託期間終了に合わせて新広域処理施設を整備する場合 （億円）

		施設整備費		施設運営費				合計
		調査費	建設費	維持補修費	用役費	人件費	売電収益	
既存施設	龍ケ崎組合 （13年間）			103.4	4.2	29.9		137.5
	牛久市 （13年間）			59.6	4.0	19.6		83.1
	阿見町 （13年間）			64.3	9.1	15.3		88.8
	江戸崎組合 （13年間）			32.5	2.5	20.0		55.1
新広域処理施設 （17年間）		0.6	165.9	131.4	15.4	34.5	-34.5	313.3
圏域全体		0.6	165.9	391.1	35.2	119.4	-34.5	677.7

（億円）

	ケース1				
	既存施設	新施設	ごみ処理経費	収集運搬費	合計
龍ケ崎市	99.2	76.7	175.9	56.0	231.9
利根町	23.5	18.9	42.5	14.2	56.7
河内町	14.8	12.3	27.0	4.6	31.6
牛久市	83.1	79.8	162.9	41.4	204.3
阿見町	88.8	57.3	146.0	47.6	193.7
稲敷市	39.1	48.0	87.1	51.1	138.2
美浦村	16.0	20.3	36.3	15.3	51.5
合計	364.4	313.3	677.7	230.2	907.9

※新広域処理施設の建設費の実質負担額は、交付金を活用するものとして推計
※新施設のごみ処理経費は、現在の実績を参考に、均等割10%、人口割30%、ごみ量割60%と仮定して推計
※新広域処理施設は、試算上、龍ケ崎地方塵芥処理組合の既存施設に整備すると仮定し、収集運搬費を推計
※表示単位未満の数字は四捨五入しているため、表内に示す数字とその合計は一致しない場合がある

■ 今後検討すべき課題 ①

●整備工程に係る課題

・本ブロックが早期に広域化を行う場合は工程に余裕がない状況であり、早急に検討及び調整を開始することが望まれます。

●費用負担に係る課題

・計画策定や施設の建設・運営に係る費用について、ブロック構成市町村で協議し、それぞれの費用負担を決定する必要があります。

●ごみ中継施設の建設に係る課題

・本ブロックの広域化においては、中継施設を整備しない方が経済的負担は小さい。
・広域化したことにより直接搬入する場合の距離が遠くなる住民や事業者の負担や、新広域処理施設に圏域全体からの搬入車両が集中することも想定されます。
・渋滞緩和や利便性を考慮したうえで、圏域または各市町村においてごみ中継施設の必要性について検討する必要があります。

●分別に係る課題

・循環型社会形成推進交付金を利用するためには、プラスチック資源の分別収集を開始する必要があり、住民への周知や収集計画等を検討する必要があります。

■ 今後検討すべき課題 ②

●焼却残さの処分に係る課題

・新広域処理施設の焼却残さの処分をどのように分担するのか、最終処分場の整備も含めて検討する必要があります。

●直営職員の処遇に係る課題

・複数の施設を集約するため、既存施設にて働いている直営職員の配置転換を検討する必要があります。

●ごみ処理の有料化に係る課題

・循環型社会形成推進交付金を利用するためには、新たなごみ焼却施設が稼働するまでに生活系ごみの有料化を検討する必要があります。

・生活系ごみの有料化を行わない場合においても循環型社会形成推進交付金の利用は可能です。しかし、この場合、新たに整備する施設の処理能力算定に上限が適用されます。そのため、ごみ処理を有料化する場合と比較して、市町村の実質負担額が増加することが想定されます。経済性を含めて検討する必要があります。